

特 246

308

護國精神大振興策

松 嶋 剛 述

別 名

護國共濟法の効果

全



* 0055973000 *

0055973-000

特 246-308

護國精神大振興策

松嶋剛・述

松嶋剛

昭和8

AJB

特246
308

松
嶋
剛
述

護國精神大振興策

全



別
名

護國共濟法の効果



小引

護國共濟法は、國民の自力自給に立脚するもので、從來行わる、他力救濟とは全くその趣きを異にし、新に一境地を開拓し、自力共濟の方法に由り、壯丁の服役に伴う所の物質的負擔を全國總家族で共同分擔することとし、これをして各應分の準備に當らしめんとする一創案であつて、全然舊來の因襲を破れるものである。然るに提唱以來漸次朝野名士の贊襄を辱うし、遂に昨年末この趣旨を體せる護國共濟會の設立を見るに至つたのは、誠に感激感謝に堪えざる所である。

爾來同會の當任諸氏の間にて、これが實行方法に關し鋭意研究中であるが、嘗て未だ試みられなかつた新法であるのと、一にはその目的遠大、規模廣汎なるため、その實行方法に就ても種々の考案あり、未だ決

定を見るに至らぬのは、これ亦止むを得ざることと思う。宜しく慎重審議を盡し、所期の方法に副う確實有効なる百年の長計の樹立せられんことを待望する次第である。

著者は淺學非才殊に老齡にして、鄙見の如き素より不備杜撰の點少からぬであろうが、唯自己の所信に基づき、茲にこれが重要論點に就きその大體を披瀝し、一にはこの法提唱の意義を明かにし、一にはこれに因つて齎らすべき幾多の効果を期せんと欲するのみ。この他尙本書に陳述せんと欲するものもあるが、少しく思う所もあるのでこゝに擱筆し、それ等は本書の餘録として別に刊行することとする。

昭和八年十一月

著 者 識

護國精神大振興策

目 次

緒 言

- 一 護國共濟法斷行の効果……………一
- 二 兵役に伴う家族の物質的負擔……………二
- 三 東西國情の相違……………三

第一段 此法提唱の意義

- (一) 自主的經濟心理力の活用……………四
- (二) 大負擔の輕易化と支辨動力の増大……………六
- (三) 殺して使用され居る巨大の金が甦がえる……………八
- (四) 納稅者の資力……………九
- (五) 獨立自尊心の作興……………一〇
- (六) 自主的護國の義務……………一二

目 次

- (七) 國民の自制心を制限に……………一三
- (八) 知らしむべし依らしむべからず……………一三

第二段 護國共濟組合法の大綱筋書の前提

- (一) 兵役義務は別扱……………一五
- (二) 義務制の建前……………一五
- (三) 政府の管掌を要する……………一六
- (四) 家族の負擔の補償……………一七
- (五) 補償せらるべき負擔の真相……………一七
- (六) 急施の必要……………一八

一

第三段 護國共済組合法

大綱の筋書

附 其解説

- (一) 補償共済の程度とその範圍…………… 一九
- (二) 補償共済金の財源…………… 一九
- (三) 分擔金即ち相互補償の爲めの掛金…………… 二二
- (四) 掛金の等差とその貯金方法…………… 二二
- (五) 補償共済金の配給…………… 二三
- (い) 現役兵家族の負擔補償…………… 二三
- (ろ) 豫後備兵家族への共済金内譯…………… 二三
- ▲ 平時演習應召の場合の共済金…………… 二三
- ▲ 戦時出征應召の場合の共済金…………… 二三
- ▲ 非應召で在郷のまゝ奉仕の場合…………… 二三
- (は) 戦死者の遺族及傷痍兵の家族への慰藉共済金…………… 二五
- (六) 甲乙兩種家族の數…………… 二六
- (い) 現役兵の家族の數 (ろ) 豫後備兵…………… 二六

- 六) の家族數 (は) 戦病死者の遺族の數…………… 二六
- (に) 傷痍兵の家族の數 (ほ) 强健なる男子を有する家族の數 (へ) 徴兵を出した経験ある家族の數 (と) 有資知識階級家族の數…………… 二六
- 賛成家族の概數圖解…………… 二六
- (七) 此の案の實現可能性…………… 三三
- (八) 先づ効果の有無が問題、無から有は生ぜず…………… 三三
- (九) 目的と手段の轉倒…………… 三三
- (十) 自家撞着の考…………… 三三
- (十一) 今の義務兵制は如何なる…………… 三五
- (十二) どの途、負擔の覺悟を要する…………… 三六
- (十三) 舉國一致の忍苦…………… 三七
- (十四) 經濟思想の異常なる發展…………… 三六

第四段 共済金の効果と

その比較

- (一) 國民大多數の經濟意識を首肯せしむるの要あり…………… 四〇
- (二) 無用の心配…………… 四〇
- (三) 只一部の補償のみ…………… 四一
- (四) 補償として生活に及す効果…………… 四一
- ▲ 甲、共済金を一年に七十五圓給付の場合…………… 四三
- ▲ 乙、共済金を一年に百五十圓給付の場合…………… 四三
- ▲ 丙、共済金を一年に二百圓給付の場合…………… 四三
- ▲ 右三者の比較表…………… 四三
- (五) 一層の偏頗不公平…………… 四四

第六段 共済金給付の範圍

- (一) 便益の均霑…………… 四六
- (二) 偏務強制は非爲…………… 四六
- (三) 狡兎死して良狗烹らる…………… 四六
- (四) 恩給の意義を疑わしむ…………… 四六
- (五) 公平至當の意見…………… 四六
- (六) 過去の功勳に對する待遇の適例…………… 四六

第七段 積立金の必要と

その効果

- (一) 必要の理由…………… 五一
- (二) その効果…………… 五一
- (三) 特別積立金…………… 五一

第五段 共済金額の程度

- (一) 國民の負擔を合理的公平に…………… 四四
- (二) 一家の生活支持の必要…………… 四四

(四)特に戦時に對するその効果……………三
 ▲第四年度の例 ▲第八年度の例 ▲第十七年度の例 ▲第二十二年度以降の例 ▲第五十年度以降の例……………三

(七)總家族の分擔金の真相……………三
 (八)義務兵制と經營管理方法……………三
 (九)實行とその可能性……………三

目次了

要點約言

護國共濟法の意義

- (一)義務兵制の運用力を増大せしむる……………五
- (二)負擔金の一年支拂が年賦支拂に輕易化される……………五
- (三)輕易化されて四圓が分擔金となり即ち貯金となつて補償される……………五
- (四)負擔の公平合理化が實現される……………六
- (五)自餘の効果……………六
- (六)四圓以下の分擔金では、この程度の効果は得られぬ……………六

護國精神大振興策

緒言

一 護國共濟法斷行の効果

皇國日本の國運國力が、現在の如く發展した、その大原因の一は明治維新の初めに、義務兵制即ち徵兵法の大體を是認し、英斷を以てこれを實行したことである。然るに爾來六十年間の實績に徴し、これが實行上に一大缺陷の存することが確認せられた、即ち兵役に伴う家族の負擔の過重で且つ偏頗なることがこれである。よつて同志相謀り、茲に護國共濟法を立法化して、此大負擔を公平合理的に輕減し、以て家族主義の我が國情に適合せしめんと企劃しつゝある次第である。惟るに此法の勇斷決行によつて期待さるゝ所の効果は、往時徵兵法を斷行せるその効果に比べ、之を現下の非常時局の關係から觀て、一層重大なる好結果を齎らすであらうと信ずる。

二 兵役に伴う家族の物質的負擔

壯丁の兵役服務に伴い、その家族の被る所の負擔は、これを種別すると、(一)現役兵の家族の負擔、(二)豫後備兵の家族の負擔、(三)傷病兵の家族の負擔、(四)戦病死兵遺族の負擔、この四種である。

右の中(一)現役兵家族の負擔は、服役に伴う最初の負擔であつて、他の三種の負擔も、要するに此同一家族に掛るもので、その關係する所が最も廣く、且つ最も重くあることは言うまでもない。(二)次に豫後備兵は一旦現役を終り、多くは妻子を有し、その他老父母や、弟妹等に對し扶養の義務を負うものであるので、それが應召の場合に於ける家族の負擔は、その生活上に最も痛切の關係あるは勿論で、殊に戦時に於ける長期服役の場合は、最も然りである。(三)次に現役と豫後備役を通じ、負傷若くは戦病死の場合、その家族遺族の生活に關する有形無形の艱難勞苦の如きは、最も同情を寄すべきもので、その國家に對する過去の功勳に照らし、これ等の負擔は特に重大視すべき性質のものであると思ふ。

(註) 家族の負擔、分擔金、共濟金に關する事項は、本書の第四段乃至第六段に詳述して

松 嶋 剛 述

護國精神大振興策

全

別 名

護國共濟法の効果

ある。

三 東西國情の相違

西歐諸國は徵兵法の發生地であるが、概して個人主義の國柄であるので、子弟の服役から、その家庭に及す所の影響は、家族主義の我が國に於けるそれとは、著しるしく異なるものがある。我が國は子弟の服役によつて、家族に影響する利害關係は、決して輕視すべからざるものがある。随つて家族の生活の安否は、國軍の士氣に影響すること鮮少にあらず。殊に輓近極端なる思想の彌蔓、跳梁、さては勞農兵聯携の傾向などに鑑みると、兵役に伴う家族負擔の緩和輕減は、一日も忽にすべからざる緊急要事である。此法提唱の動機は、實にこゝにあるのである。

第一段 此法提唱の意義

(一) 自主的經濟心理力の活用

從來行われつゝある他力救済は、一局部の救護慰藉のためには、相當の効果が擧げられてをるけれども、之に由つて普く服役兵家族の生活を安定せしめて、兵士の後顧の患を除くことの不可能なることは、過去六十年間の經驗に徴して明白である。蓋し他力即ち資産家や篤志者の寄附金には自ら限度がある、又その持続性が乏しいのと、實行上幾多の困難が伴うからである。さればとて現下の如く國防軍事費の多端なる折柄、國庫財政の現狀に顧みると、課税によつて幾十萬の兵士家族の生活安定を計らんとするも、實際上不可能であらうと思われる。又他の一面を顧みると、これまで我が義務兵制に伴う家族の負擔を支持し、それを運用せし

めて來た所の力は、主として道義的精神力である、即ち忠君愛國の精神は言うも更なり、大和魂や、自家の名譽心、さては兒孫に對する慈愛心（人の性情中最も偉大なる力）などが、その主なるものであつたが、最早今後は單にこれらの精神力のみに依り、傍ら從來の如く他力の救護のみを頼みとしたのでは、順繰りに兵士を出す家族の大多數が、現在の如き重大負擔に堪え得ざるは勿論、一面年一年に瀾蔓し來る對軍事關係の危險思想や、赤化の魔手に對し、克くこれを阻止防遏することの困難なることも、現下の世相に鑑みて、争うべからざる事實である。

右の次第であるから、これを自然の成行に放任するときは、益々我が義務兵制の基礎を危くする虞があるので、茲に一面國民の自主的經濟心理の力を喚び起して、この問題に取り入れ彼等自身の自力自衛の力（即ち人生の成敗、禍福を支配する不斷の偉力）と德義的精神力とに根據する、互助共濟法を樹立し、これに由つて服役に伴う家族の負擔を支辨し易からしめ、以てその生活安定を計り、服役兵の後顧の憂を除き、かくして上下貧富の融和團結を促して、精神のみならず物質的にも、名實共に舉國一致の國防軍備を充實して、東洋平和の確立を期せんとするのが、これ護國共濟法提唱の根本的意義である。

(二) 大負擔の輕易化と支辨動力の増大

これまでは道義的精神力のみで、一年支辨の三百圓という大負擔を、現役兵の家族のみが、順繰りに年々裏面て只隱忍支持し來たのみで、それが少しも補償されなかつたのであるがこの法の實行によつて經濟心理の力が喚起せらるゝや、それとは全く反對に動向し、この大負擔緩和のため、その負擔方法を順繰負擔から總家族の一齊負擔に轉換せしめ、かくしてこれが

◇七十五年賦の一年四圓に輕易化せられ、この四圓が、更に大負擔回避の唯一手段として、分擔金に供用せられると、既に一度

◇輕易化されたこの四圓が更に又補償せらるゝことになるので、一家の子弟が服役する度に、それが

◇現役兵家族へ共濟金として返還せらるゝことになる。尙詳しくいうと、これによつて現役兵の家族の負擔が三分の二だけ補償せられ、その一分の餘力(積立金の力)によつて、

◇豫後備兵の家族へその負擔の約三分の二以上の共濟金が給付せられ、その上更に過去の功勳に報ゆる慰藉優遇として、

◇傷病兵の家族及戦病死兵の遺族へ毎年多少の共濟金を贈與し得ることになるのである。さればこの分擔金は税金の如く拂切りて、補償されない負擔とは、その性質が全く違ひ、寧ろ保険料金より以上、無限の効力があるから、國民の經濟意識を大に刺戟し、首肯せしむる効果がある。故にこれまで決して補償されなかつた、大負擔は、一面にはかくの如く合理的に輕易化せられ、その上又、更に幾重にも補償されると同時に、他面にはこの

◇負擔支辨の動力は幾倍に増大されるのであるから、恰も一石三鳥の効果を齎らすであろう。番にそのみならず、次節に示す如く、この結果として幾多の國利民福を招來するのである。これ此法提唱の一大意義である。

(註) 國民は皆等しく護國の義務を有するものであるが、(甲)服役兵の家族と (乙)その他の家族とが、この義務に對する責任觀念には大なる相違がある。即ち甲は子弟を兵役に出して居るために、決して補償返還されない一年三百圓の大負擔をも堪え忍ぶに引かえ、乙は子弟が兵役に出て居らぬので、その七十五分の一の四圓の分擔金にすら堪えられぬということである。

惟うにかゝる大相違のあるのは、要するに自他双方が互に他の實情體相の認識不足に起

因するのであらうが、兎に角甲の家族が斯る大負擔に耐忍して居る所以のものは、忠愛奉公の精神は別として、要するに對兒孫の愛護心發動の然らしむるものであると思われ。然らば護國共済法が實施されて後といえども、この精神的動力（忠愛奉公の精神も共に）は、經濟的心理の協同動作によつて、一層發動活躍すべきことはいうまでもないので、單に精神力のみですらこれまで三百圓の大負擔を耐忍支持し來たのであるから、その七十五分の一の四圓の分擔金を、この精神、經濟の二大動力で支持し得べきことは、數理上明白であると信ずる。因にこの事を特に此處に附記して讀者の熟慮を請う次第である。

(三) 殺して使用され居る巨大の金が甦がえる

壯丁の服役に伴い、家族の負擔が如何にしてかく増大されるかというところ、これは畢竟忠愛奉公の精神や、一家一門の名譽心、さては兒孫に對する愛護心などから出るものである、即ち我が義務兵制を運用支持しつゝある動力の結果で、これを金錢に見積り概算すると、その合計一年に六千萬圓、七十五年間に四十五億圓に達するが、これまではそれが決して補償されないで、

却て現役兵家族の大多數（下層階級）に年々順送りに多大の苦惱を與えつゝあるので、これを純然たる經濟眼から観ると、宛から殺して使用されるものゝ如くであるから、これが農村疲弊の一大原因にもなるのである。

然るに護國共済法の實行によつて、それが公平合理的に輕易化せられ、又更にそれが幾重にも補償せらるゝその結果は、前節に述べた如くで、此巨額の金が忽ち甦かえり、前とは禍福全く反對の結果を齎らし、爲めに、農山漁村を賑わし、頓にその購買力を増大せしめて、都市の商工業に活氣を注射するものであることは、經濟數理上明白である。

而して此大負擔輕易化の一舉によつて、幾多の禍害は一掃せられ、種々の福利を招來するであらう。即ち兵士後顧の憂の解消、忠孝兩全の歡喜、強健優秀家族の家運繁榮、義勇奉公精神の振興、共存同榮の實現、農村救済の實効、富國強兵の實現、上下貧富の融和、赤化運動の防止、等々である。これこの法提唱の一大意義である。

(四) 納税者の資力

納税金の多寡を以て資力の大小を測るは、普通の習慣のようであるが、納税者多數の實相を

視ると、恰もその背後にある大衆國民の大量消費金の代納者である如き観があるから、單に納税の有無のみを以て負擔能力の尺度と見るのは適切であるまい。又一面には資産家の巨額なる税金は、軍事上の用途としては多くは之を造船や、兵器や、その他の軍需品の製造費に充當せらるゝであらうから、今の財政状態に於ては、その餘力を以て數十萬の服役兵士家族の生活を保障することは、言うべくして行われまい。

かく觀察すると、假令兵士家族の待遇改善費の支出を、今の國庫に訴うるとも、將また資産家や篤志者の限りある寄附金に待たんとするも、結局不可能であらうと斷念し、そこで國民の自力自衛心に立脚する互助共済の制度を樹立せんと企畫するに至つた次第である。これ此法提唱の一意義である。

(五) 獨立自尊心の作興

自力自給であればこそ、護國共済法は國民の自尊心を傷けることなしとは、護國共済會の趣意書にも特記せる所である。惟々に此法は古今東西に未だ曾て試みられたることなき創案であるので、最初は多少の困難は伴うであらうが、始めから主として他力に頼つてこの實現を計ら

んとする如きは、これ此制度の精神に副わさるものである。

「獨立自尊」は福澤諭吉先生の處世訓として、天下周知のものであるが、個人若しくは一家族として、これを軍役服務の上に行うも、將また國家としてこれを國防軍備の上に施すも、誠に有意義なる明訓であると思う。獨立自尊は自力自衛を離れて全然空である。故に自力自給の精神を培養して、獨立自尊心の作興を期せねばならぬ。これ此法提唱の一意義である。

(註) 私は頃日「龍門雜誌」(故澁澤榮一翁一門の機關誌)に掲載せる友人酒井溫理君の「蟻と人生」と題する一研究文を読み、蟻王國の機構に學ぶべきもの多々あるを思い、坐に我國の義務兵役に關する現状を顧み、轉、感慨に堪えざるものがある。「義虫」の文字は支那往古の製作に係る所であるが、彼等も夙に蟻に就いて幾多の研究を積みたるものと察せらる。蟻の性能中

- 義務實踐
- 共同一致
- 服從無抗
- 努力奮闘
- 忍耐刻苦
- 不屈不撓
- 智慮周到
- 潔白無私
- 粒々貯蓄
- 共存共榮
- 同胞愛護
- 慰藉犒勞
- 犧牲捨身
- 禮節敬虔
- 尊王忠誠
- 斃後已精神

の如きは、實に驚歎稱讚すべきものがある。

(六) 自主的護國の義務

護國の義務は宜しく自主的たるべきである。壯丁は進んで奉公の義務に精進し、家族はその服役費を自から準備すべきである。かくてこそ我が義務兵制の基礎が安固となり、舉國一致の國防が實現するのである。然るに現状は如何であるか、成る程有事の場合には、此義務心が勃然自主的に發動するのは、今回の日支事變の場合を見ても肯かれるが、平時に於ては此義務心の活動は概して受動的である。試みに看よ、今日家族として子弟の服役費を準備する場合は、近頃中流以上に行はれる徴兵保険加入の場合の外には、極めて稀有のことであろう。そは何故かという、現在は兵士家族の負擔が餘りに過大であるので、中流以下の家族に取つては到底かゝる準備が不可能である。かくては名は義務制であつても、自主的義務心が次第に萎靡沈して、名實相伴わぬことになるであろう。然るに護國共濟法によつて家族の負擔が輕易化されるならば、下層階級にも此準備を爲さんとする自主的精神が勃然發動するに至るであろうと思ふ。これ此法提唱の一意義である。

(七) 國民の自制心を制限に

もし此法が、他力に依頼する制度であるならば、後に或は共濟金の増額を要請せられてその處辨に困却することもあろうが、この法の本領が國民自身の自力自給に立脚して居るのであるから、これが増額は結局國民自己の分擔金の増加に歸する外はないので、もし最初の發程宜しきを得ば、決して斯る恐はあるまい。

又大戰役に際すれば、豫定の共濟金給付が不可能となる虞があるという人もあるが、これ亦國民自身の經濟的裁斷に歸すべきもので、時と場合によつては、或はこれが減額も可ならん、又は全廢も止むを得ぬであろう。かゝる場合には國民皆兵の意氣を以て國民國防の實を發揮すべきのみ。要は平時と戰時を問わず、國民自身が相身互という意氣を以つて各自の負擔を成るべく合理的に均等ならしめ、上下貧富苦樂を共にすべきである。これ此法提唱の一意義である。

(八) 知らしむべし依らしむべからず

專制時代には依らしむべし、知らしむべからずというのが政治の「モットウ」であつた。然

るに今や立憲政の本義として萬機公論に決するのが、政治の公道である。故に國防軍備に關しても、事の帷幄の大權に關せざる限り、國民をして精神的に將また經濟的にこれに關心于與せしめ、以て平素國防觀念を涵養して舉國一致の團結心を鞏固ならしむるは、極東平和の確立上最も肝要である。これ此法提唱の一意義である。

第二段 共済組合法の大綱筋書的前提

以上緒言及第一段に略述したる所に據り、組合法の筋書を披陳する前に、その前提を左に掲げてその主義を明らかにする。

(一) 兵役義務は別扱

兵役義務は、國民の崇高なる必任義務で、金錢を以て報償すべきものではない。故にこれは家族の負擔とは切り離して取扱ふこととする。誤解を招かぬよう、此處に一言して置く。

(二) 義務制の建前

我が義務兵制は、その内容に於て多少志願服役を認めて居るけれども、要するに現代の文明

程度では、強制でなければ義務兵制は行わらるゝものでない。然らば此義務の遂行に要する服役費の補償共済に關する此制度は恰も車の兩輪の如く亦然かあるべきである。否らざれば軍事上支障を來すべきは云ふまでもない。勿論此の法は元來民意に發程するものであるから、それ相當な手続きは執るべきことは無論であるが、先づ國法を以てその大綱を決定し、而してこれを政府の統制執行に委任せざれば、有効確實なる共済組合は、到底實現すべきものでない。その理由は現在の市町村自治體の實情を視れば、多言を要せずして推知すべきである。然るに往々この組合を、かの産業組合や、消費組合、又は同業者間の組合などと混同し、これを自由的共済制度となさんとする説もあるが、これは全く錯覺である。彼は自家の私益擁護を趣旨とするのだから、加入脱退は自由であるべきであるが、此は全國民の共同的護國の義務遂行を容易ならしむるを主眼とする義務的のもので、決して彼等と同一視すべきものではない。

(三) 政府の管掌を要する

護國共済組合の事業はその範圍廣汎であるのと、實行上絶対に全國的統制を要するので、私的前著にも述べた如く、寧ろ市町村を組合員とするのが、實行上適切であらう。故にこれは旁

々以て宜しく政府の管掌に委すべきものであるが、特に巨額なる金錢の收支保管に關する信用上、この用意が最も肝要である。その外地方官廳及市區町村役所に、それ／＼適當の機關を設け、又相當の委員を置きて、指導督勵に任せしめねばならぬので、行政官廳の管理に屬せしめなければ、これが運用を全うする能わざるは言を俟たざる所である。

然るに若し市區町村の組合に一々多數の役員を設置し、處務、集會の手數雜務を處辨するときは、全國を通じ、その費用測るべからざるものがある。私の心に畫く所の役員は、市區町村長を始め、概して據職ニキスラフイシヤとして處務を兼攝せしむるのが可ならんと思う。

(四) 家族の負擔の補償

子弟の服役に伴う、その家族の經濟的負擔は、これを國家が補償すべきか、否らざれば全國の總家族が共同して相互に分擔補償すべきものであると信ずる。護國共済法は、即ち後者の精神に基くものである。誤解を避くるため一言する。

(五) 補償せらるべき負擔の真相

この補償せらるべき負擔が補償されて、始めて兵士の家族は他の家族と同一の平準線に立つことになるのであるが、尙且つ彼等はこの補償された負擔以外に、他の家族と同じく自家の資金を出さねばならず、又子弟の服務や戦死傷などに伴い來るべき、有形無形なる長期の負擔心勞があるのである。故につまり負擔補償の共済金を受けない他の家族の方が、兵役義務者の家族に比し、その負擔が遙に軽いのである。されば豫めこの事實を認識して、この補償問題を解決せねばなるまい。世間往々この真相を誤解する者が少くないので茲に一言するのである。

(六) 急施の必要

或はこの法の利害得失研究のために、特に試みとしてこれを或る適當なる市區町村に実施することは、それは別問題として姑らく措き、今の非常時に際し、内外の現狀に鑑みると、これが全國的急施は極めて必要であると思う。且つそれこの法はその機構宜しきを得れば、確かに國利民福の一大源泉となるべきことは、既に前段に述べた如くであるから、これが斷行に關して遲疑逡巡するには及ぶまい。

第二段 護國共済法大綱の筋書

附略解

(一) 補償共済の程度とその範圍

護國共済法の目的は、服役に伴う家族の物質的負擔を、補償共済するにあるが、その範圍は緒言に掲げた如く、四種の負擔を普ねく包括せしむべきである。又その程度は、下層階級に、生活の恐威を感じしめざることを標準とすべきである。故にこの筋書にはこの趣旨を以て、それ等を定めた。而して尙足らざる所は、適宜他の處辨に待つものとす。(此等に關する是非利害は、第四段乃至第七段に稍、詳述してある。)

(二) 補償共済金の財源

新負擔金ではない

そこで、此補償共済に要する財源は何から採るかという、年々現役兵の家族が、一戸約三百圓(統計に據る)づゝ、名義はないが事實支辨して居る經濟的負擔金合計約六千萬圓を、護國共済法の負擔轉換法(第一段の二節参照)に由つて、この補償共済金に振向、使用するのである。申さば在り合せの金をこの補償に轉用するに過ぎない。これを一國の上から觀れば、決して新に國民の負擔を増加せしむるものでない。このことは、護國共済會の趣旨書にも明記してある通りである。

(註) 兵役に伴う家族の大負擔の性質を吟味すると、これは前にも言及した如く、忠愛の精神並に義務遂行のため兒孫に對する父母の愛護心や、一家の名譽心などから起因せるもので、一面から見れば、これが即ち義務兵制を今日まで支持し來つた原動力の産物ではあるが、その中には或は溺愛、虚榮などから胚胎せるものもある。故に共済法により經濟心を働かせて、かゝる部分の負擔金をば、それを共同分擔金に轉向變身せしめ、以てこの大負擔を漸次に淘汰減縮せしむることを得べきは勿論であるけれども、此法の實施以前に、憶斷を以て先づこの負擔額を減算して、分擔金を削減せんとするのは妥當ではあるまいと思ふ。蓋し一は共済法の實行により、一は法規その他の方法によるのでな

ければ、容易にこれを減縮することは事實不可能であらうと思ふ。故に補償共済すべき金額は、調査統計の示す所に據ることにしたのである。

(三) 分擔金、即ち自他相互補償のための掛金

言葉を換えていうと、年々二十萬の現役兵家族が、順繰りに六千萬圓づゝ負擔して行くと、總家族一千五百萬戸が、七十五年間に一戸各三百圓を一年にまとめて支辨することになるが、この負擔法を轉換して、始めから總家族でこれを一齊に分擔することに改めると、負擔總額は同一であるが、この三百圓が七十五年賦の一戸毎年四圓づゝの支辨に輕易化される。(第一段の二節参照)この四圓を總家族の分擔金、即ち共済法の掛金とするのである。

(四) 掛金の等差とその貯金方法

この掛金は貧富に従い二三の等級を設けても可からう。又は市町村を組合員とし、その戸數に應じて掛金額を受持たせ、而してその出役兵の員數を標準として、共済金をまとめて之に給付するときは、種々の便宜があるので、此方法を主張する人々もある。筆者も勿論異議はない

が、しかしそれは實行上の便法として姑らく措き、一家族としてこの法のために如何なる利害關係が生ずるかを、明かにしてをく必要を感じるので、此案に於ては平均一戸四圓を掛金とし、それを各戸が自己の名義を以て一定の保管所（政府の一機關）に貯金するものと豫定してある。蓋し貯金と稱するのが、能く事實に適合し、又好感が持てるからである。

故にこれは丁度火災保険の保険料の如き性質のものであるから、負擔というよりも寧ろ服役に伴う大負擔を、各家族が免るゝために貯金の形ちて掛けたものが、結局共濟金の形ちで自家へ返還されることになるのである。普通の保険料は一定の期限で無効となるが、この掛金は永世その効力が持續するものである。普通の負擔とは性質が違がう。

(五) 補償共濟金の配給

補償共濟金の配給は、大體左の如くするものとす。蓋し此配給金は現役兵家族の現在の負擔金六千萬圓の範圍内で處辨するもので、國民全體として負擔を増加することはないから、成るべく共濟金の給付額を厚くし、且つその範圍を成るべく廣くする程、共濟法の効果が擴大せられて、國民多數の經濟心理を首肯躍動せしめ、随つて輿論の賛成を博するから、實行の可能性

が増加するのである。緊縮退嬰は現下の難關を突破すべき方途ではない、宜しく放膽勇斷を以て、大衆の心境を一新して、天下人心の向背を制し、かくしてこの難問題の解決を策するに若かずと信ずる。

(い) 現役兵家族の負擔補償は、平時戰時を通じ、共濟金一年に合計四千萬圓、一戸二百圓の割合とす。

現役兵家族の負擔額（統計に據る）一年約三百圓の金額を補償すべきであるが、かくすると後に壯丁が豫後備役に編入後、應召した場合に其家族の手當に充つべき財源がない、或は戰病死傷の場合に、その遺家族としての待遇費の出所がないから、それらの場合に對する豫備として、三百圓の内百圓は、組合發行の額面百圓の證券（前著には株券とせしが證券と改む以下之に倣う）を代償としてこれに給付し、その證券金は政府に積立をき、この積立金の一部と利子とを按排配給して、現役以外の各種家族の補償共濟金の財源に、左の如く充當分配するのである。但しこれは都合により適宜變更増減は自由である。（積立金の必要と効果は、第七段に詳述せり。）

(ろ) 豫後備兵の家族への共濟金内譯 左の如し。但し共濟法實施後の初期は、平

時の共濟金は、一年に合計六百五十萬圓とし、年と共に増加し、十七年目に於ける一千万圓を最高限度とす。

戦時にあつては、それが大戦争であれば特に計數表の七、八、九の費目の給付を一時停止しこれ等と積立金とを合し、擧げてこれを召集豫後備兵家族手當に充當することゝすれば、設立後四年目から、左記の如く出征豫後備兵家族の手當に充當することが出来るのである。但しその期に至らぬ以前に於ては、適宜別途に機宜の方法を講ずべきである。

◇平時演習應召の場合の共濟金として、一日の手當約一圓、即ち三週間で二十一圓、四週間で二十八圓の割合とす。

豫後備兵は概して父母妻子等の扶養義務があり、その他疾病等の事故があるので、少くも一日一圓五十錢の手當を要するであろうけれども、現役兵の家族へ對すると同様、その日當を家族の負擔の三分の二に止めてをく。

◇戦時出征應召の場合の共濟金一ヶ月約十七圓乃至二十餘圓とす。

共濟組合法實施後四年目には、事變戦役突發の場合に二十萬の應召兵家族へ一ヶ月約十七圓づゝ給付し得る。(現役兵二十萬と合して、合計四十餘萬の家族へ十七圓づゝ給

ゝ給付する勘定) 八年目には應召兵四十餘萬の家族へ二十餘圓づゝ、十六年目からは八十餘萬の家族へ一ヶ月二十餘圓づゝ、支給し得られる。不足の分は適宜別途に方法を講ずるものとす。委細は別項「積立金の必要とその効果」に具載す。

◇非應召で在郷のまま奉仕の場合家族への實費手當。

但し召集はされないが、在郷軍人として御警衛のためか、或は在郷軍人として公事上特別の任務に當る場合をいう。但し戦時には一時停止されることあるべし。

(は)戦死者の遺族及傷痍兵の家族への共濟金。

初期は一年四百萬圓乃至九百五十萬圓で年々増加し、二十一年後には一千万圓となる、これを最高限度とする。但し此費額は國家としての待遇増進と共に減少すべきものとす。又戦時には一時停止することあるべし。過去の功勞を忘るゝは仁義の道にあらず。功勞者の優遇枯骨に及ぶは歴代皇室の大御心である。且つこれは皇軍の士氣に影響し、随つて我が義務兵制の消長に關することが至大である。

(六) 甲乙兩種家族の數

全國總家族の中、この共済法の實行により、共済金を直接に受領し、それで自家の服役費用を補償される家族等は、以上四種のものである。これ等は此法の効果恩澤を實驗し、これに共鳴するは勿論で、又如何程貧家でも、その内から掛金四圓を貯金するのは容易であるので、之を忘るものはない。今假りにこれ等を甲種の家族と稱するが、その數は大體左の如くで、年々租同一で大なる増減はあるまい。尙これ等に關する註釋は次に掲ぐる同記號の註を参照。

- (い) 現役兵の家族數……………約二十七萬戸(現在數)
- (ろ) 豫後備兵の家族數……………約三百萬戸
- (は) 戰病死者の遺族數……………約七萬八千戸
- (に) 傷病兵の家族數……………約三萬五千戸

次に右甲種以外の家族であつて、自家は直接共済金を受けないが、甲種の家族が現に各、そ

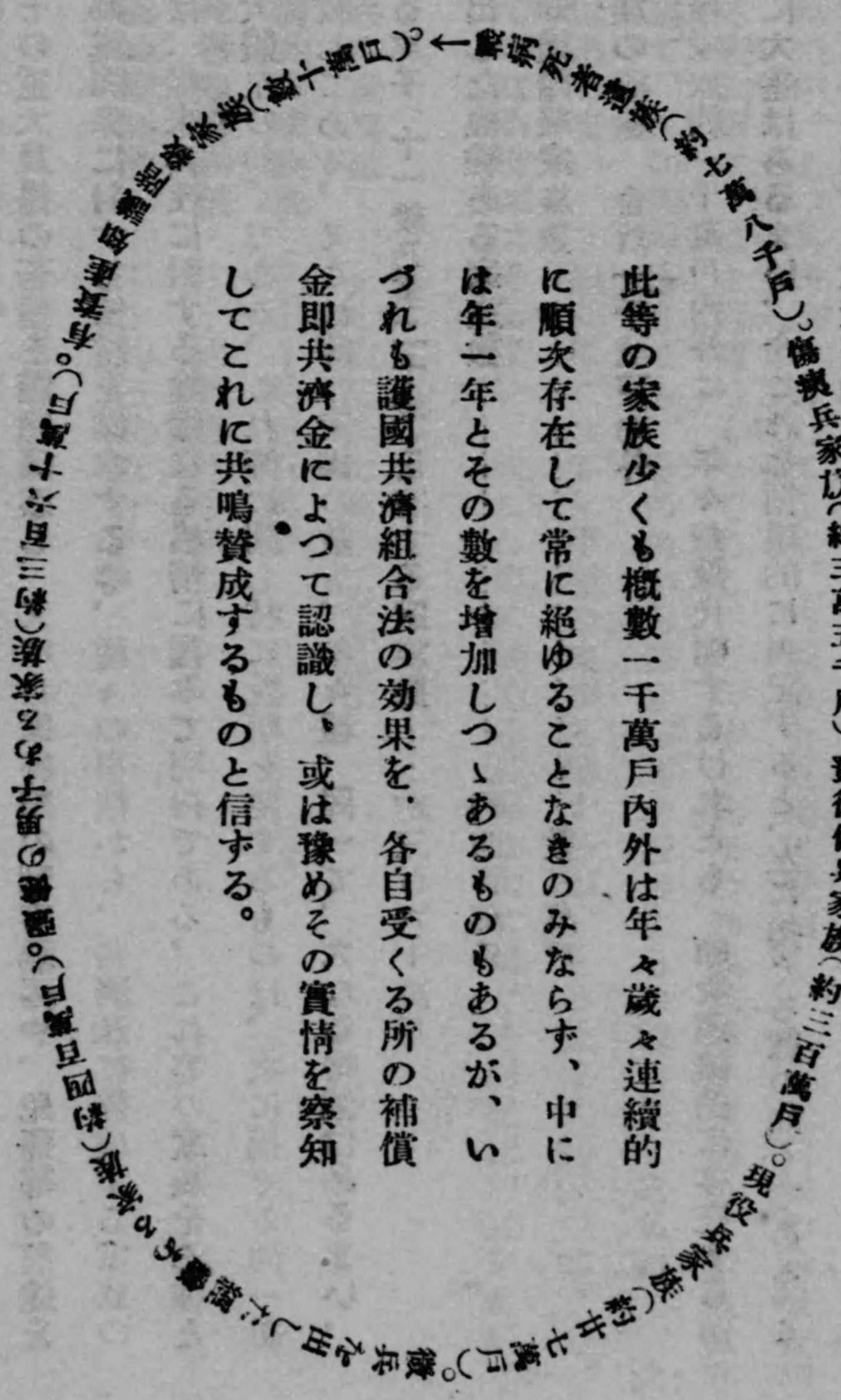
の經濟的負擔の補償として相當の共済金を配給されるのを實際に見聞し、或は嘗て自家から徴兵を出して、その重大負擔の苦惱を體驗痛感し、又は自家將來の利害禍福や、兒孫等の前途を考慮し、或は郷黨隣保に對する情誼を顧念する等、種々の事情から、共済法に賛成する家族の多數あることは、從來兵役に對する陰慘なる感情に鑑みて明白である。これ等の家族を乙種と名け、其數は大體左の如くである。これ等に關し特に説明を要するものは、次に掲ぐる同一記號の註記に具載してある。又これ等の家族の數も、年々租同一で、大なる増減はあるまい。

- (ほ) 強健なる男子(十一歳乃至二十歳)を有する家族數……………約三百六十萬戸
- (へ) 徴兵を出した経験ある家族數……………約四百萬戸
- (と) 有資産知識階級家族數……………數百萬戸
- 右甲乙種家族の概數 合計一千萬戸内外

以上甲乙兩種家族約一千萬戸内外は、年々新陳代謝するけれども、順次連續的に存在するからその數は常に大差はない、今これを循環的に列記すると、左に掲ぐる圖の如くである。これによつて天下人心の向背は大體察知せられる。

順次連続的存在的賛成家族の概数

此等の家族少くも概數一千萬戸内外は年々歳々連続的に順次存在して常に絶ゆることなきのみならず、中には年一年とその數を増加しつゝあるものもあるが、いづれも護國共済組合法の効果を、各自受くる所の補償金即共済金によつて認識し、或は豫めその實情を察知してこれに共鳴賛成するものと信ずる。



(い號の註) 現役兵の家族へ渡す證券は、總家族の每一戸に漸次一枚づゝ渡すもので、その所有家族の數は年々増加し、終に總家族がその所有者となる。此證券は、後年償還され、又は配當を受くる可能性がある。

尙この積立金完成の期間は、内地總家族數の年々の増加或は漸次鮮臺地方の家族組合の加入その他の理由により、約五、六十年位に短縮せらるべき可能性があると思う。

(に號の註) 徴兵を出した経験ある家族、徴兵令發布以來六十年間に兵士を出し、その實情を熟知し、その困難を體驗せる家族は、總家族の約三分の一に達して居るであろうが、彼等は直ちに護國共済組合法の便益恩澤を理解賛成するであろうとは、多年軍政の局に當られたる某將軍の言である。私も多年の實驗上かく信ずる。兵役の實情を十分認識する者は、いづれも首肯せざるものはない。最近新聞紙の報告によると、滿蒙へ送る慰問袋は、此種の家族が振つて賛成するという。

(ほ號の註) 強健なる男子を有する家族、毎年丁年に達する子弟の數は全國を通じ約六十萬人であるから、十一歳乃至二十歳の男子を有する家族は、毎年約六百萬戸であるが、その男子の六割即ち三百六十萬人を強健者として概算すると、その中早きは一二年後に、又は五、

七年後に、晚くも十年後には適齡に達し、徵募を受くる可能性がある。かの輓近徵兵保險會社が續々設立せられて、中産階級以上の男子が、幼稚の頃から保險契約を附ける事實に鑑みるも、此種家族等が此法に賛成することは明白である。殊に普通の保險よりも遙に有利有益で、下層社會の簡易保險として最も適當である。子や孫は同時に一家内に團欒起居するもので遠き將來のものではない、此種家族の數は年々少くも三百六十萬戸を下るまい。(ハ號の註) 有資産知識階級の立場、強健の男兒なき家族、或はあつても服役を免ぜらるべき子弟を持つ家族は、多くは中産階級以上に屬するが、資産家は勿論、多少の餘裕あるものは、例へば銀行に百圓を定期預金とすれば、元金を失わずして年々四圓の掛金は出るから、假令現在は自家から兵士を出すべき機會なくとも、社會上の立場から推察して、多くは此法に共鳴するであろう。

以上に掲げたる甲乙二種の家族一千萬戸内外は、要するに共濟法の効果利益を認識すると共に、これに比してその掛金の小額にしてその効果の顯著確實なることを諒解し、主義や理論の説明を待つまでもなく、經濟的常識によつて此法に共鳴賛成するであろう。

(七) 此の案の實現可能性

以上本段に掲げた所の筋書が、私案護國共濟組合法の全貌であつて、この大綱の組織の中には、これを運用せしむる道義的及經濟的の二大動力を、活躍せしむべき具體的要素が、自ら備わつて居る。故にこれを立法化して斷然實施すれば、實現の可能性がある。又これによつて齎らす所の効果實益は、緒言及前二段にも述べた通りである。

故に私はこの二大動力、即ち一方服役に伴う家族の負擔を、自らかくまで増大せしめても、猶能く今日まで義務兵制を支持隱忍し來つた所の忠愛の精神、家門の名譽心、兒孫の愛護心(主として)の力と、一方人生の成敗禍福を支配する偉大なる經濟心理の力とに訴え、これを經緯とし、兩々相俟つて互に牽制しつゝ、常規を逸脱せぬよう活躍せしめ、殊に婦人の協心戮力を喚起し、且つ又一面には法規その他によつて必要な事項を實行せしめなば、頼つて以て此組合法を實現し得べしと期待するのである。惟うにかくすれば、この法は始めは強制を要するならんも、數年を出ずして、自動的に行はるゝてあらうと信ずる。

加うるに、第六節に圖解を掲げて示したる如く、全國總家族の中約一千萬戸内外は、常に此

法に賛成共鳴する家族として、順次連續的に年々存在するから、彼此の情勢を綜合大綱すると、この法に對する天下人心の向背は、大體推察せらるゝのである。

そこで四圓の掛金に就ては、特に次の四段乃至六段に於て繰陳してあるが、尙此處にもこれに就き二三の要項を述べて、或る論者の考慮を促したいと思ふのである。

(八) 先づ効果の有無が問題

無から有は生ぜず

始めて共同分擔主義を提唱して以來、課稅式（兵役革新論の所説）としても、保險式（兵役の合理化の所説）としても、將また現在の共濟法式（兵士とその家族の待遇を如何にすべきや等の所説）としても、私が終始一貫四圓の共同分擔金を主張して變らぬのは、要するに實行上効果の有無に最も重きを措く故である。實は四圓の分擔金では、未だ理想的効果を擧ぐることは出来ないが、前に屢々述べた理由もあり、且つ本段に掲げた筋書だけの効果ですら、四圓の掛金で辛うじて實現し得られるのであるから、四圓は私案程度の効果を齎らし得らるべき最低限度である。無は有を生ぜずとは物理の原則である。分擔金を極度に減少して、兵士の後顧の

憂を除き得る程度の効果を收めんとするは、これこの原則を無視するものではあるまか。

(九) 目的と手段の轉倒

今や世界的大不況のために、我が國民も上下共に苦惱に呻吟して居るが、兵士の家族は特に壯丁の服役費用といふ餘分な小付があるので、この苦惱が一層重いのである。故に先づ以て、この餘分の負擔を補償軽減するのが、護國共濟法の目的であるのである。

然るにそれと全く反對に、この不景氣を理由として、分擔金を極度に減少せんと主張する論者がある。一見尤もらしく思われるが、これは共濟法の目的を忘れ、却てこの目的達成の手段たる分擔金を軽減せんとするもので、即ち目的と手段の轉倒である。

惟うに不景氣ならば不景氣なりに、兵士家族の餘分の負擔を相互に補償軽減し合ふのが、共濟法の主眼である。常時ですら他の家族よりも幾倍、幾十倍の負擔に苦しみ居るのが、兵士家族の多數の實情であるので、現在の大不況は、彼等の大負擔をまづ以て軽減せねばならぬ理由とこそなれ、この餘分の負擔なき他の多數家族のために、分擔金を軽減すべき理由とは決してならないではないか。

且つそれこの分擔金は、服役兵の家族も他の家族と同一に割前を出すのである。その一例として、分擔金を私案の如く四圓として、現役兵家族の負擔の三分の二だけが補償されるとしても、尙二者負擔の比較は、左の如くである。

現役兵家族の負擔 100 (負擔の數額) + 4 (分擔金) 104
 他の家族の負擔 4 (分擔金)

これでは、他の家族の負擔は、兵士家族の負擔の僅に二十六分一に過ぎない。斯様であるから景氣の好悪は、決して分擔金増減の目安とはならない。この目安は畢竟するに、國防軍備の必要から、統帥權によつて定められたる兵力量を基調とすべきである。(本書第四段の比較表参照)

(十) 自家撞着の考

現役兵家族の負擔は、統計に據ると一年約三百圓で、現にそれを負擔せしめているのに、他の家族はその七十五分の一なる四圓の掛金にすら堪えられぬというのは、丁度一部の少數家族が子弟を現役に出して居る間は、如何に貧困の家族でも、一年に三百圓を支辨することが出来る

が子弟が除隊となつて、大多數家族の仲間入をすると、忽ち一年四圓の負擔能力も無くなる。けれどもこの四圓の能力のない大多數家族の内から、二十萬戸が今年兵士を出すと、その家族は頓に一年に三百圓の負擔にも堪えられるというのと同様である。又これを重量に譬えると一人で三百貫目の重量を擔い得るが、七十五人では三百貫のものを分擔し得ないというのと同じである。これ自家撞着の言ではあるまいか。

(十一) 今の義務兵制は如何なる

四圓はさて措き二圓の分擔金にも、一般國民が堪えられぬというならば、今の徵兵法は直に中止せねばなるまい。何となれば若し此共済法がなければ、依然從來のまゝで、一人(即ち少數の家族)に三百貫の重荷を負擔させては、強健なる家族が、順繰りに肩が挫け腰が立たなくなるから、七十五人(即ち總家族)で均等公平に一人に四貫目づゝ分擔することに改めようというのが、抑、共済法の趣旨である。然るに尙それでも國民に負擔能力がないというならば、それでは從來の如く年々兵士家族の大多數を順次に多大の苦痛に陥らしめても、冷然坐視する外に方法がないとするのであるか。然らば今の義務兵制は如何なるか。結局志願兵制若くは備

兵制に墮落せしめて、兵質は劣等化し、軍事費は非常に増加し、國防の基礎は崩壊し、我が滿蒙の生命線はどうなるであらうか。

(十二) どの途負擔の覺悟を要する

假令兵制がどうなるうとも、國際上軍備の必要がある限り、兵士の服役費用は結局國民全體で負わねばならぬ。その名は國庫支辨としても、その實はそれが國民の負擔に歸するのである。所謂朝三暮四の譬の如きのみ、然らば則ち義務兵制として、從來の如く依然順繰式（一戸一年三百圓）で行くか、將また一齊分擔式（一戸一年四圓）でやるか、二途いづれを取るべきか。換言すれば護國共済法を放抛するかどうかといふのが究極の問題である。

しかし負擔金を一圓や二圓として、共済法の目的が達成され、それで各種の服務兵士の家族の生活が安定される程度の効果が擧げられ、彼等の後顧の患が除かれるなら、誠に結構の上はないが、それは無理な注文である。尙この事に就ては次の第四段乃至第六段の熟覽を請う。

(十三) 學國一致の忍苦

上來述べた所の見地から、此法を勇斷決行するならば、私は四圓の掛金貯金の實現を、さ程難事とは認めが、假りに論者のいう如くこれを難事とするならば、尙更現下の非常時に在つては、前途國歩の艱難を豫想し、宜しく事前に於て忍苦の覺悟を致すことが最も肝要であると思ふのである。夫の國際聯盟脱退まで「ゼネーブ」に在つて奮闘された杉村陽太郎君は、嘗て「ラヂオ」を通じて、我々同胞國民に呼びかけた（八年六、二八日）「我々同胞は今後飽まで孤立の決心で、忍苦の外交を續け、謂ゆる國難に直面しなければならぬ云々」と。私は惟うに、唯り外交や、經濟のみならず、護國軍後の事も亦然りである。宜しく孤立の決心で、かの敗戦後に於ける獨逸國民の忍苦艱難を豫期し、萬一の場合に善處し得るよう、事前に於て今からこれが準備のため忍苦を覺悟せねばなるまい。蓋し事後の忍苦は、事前の忍苦に幾倍するは勿論である。先んずれば能く人を制すとは千古の金言である。

それには何を措ても、先づ服役兵士の家族の生活を安定せしめ、兵士の後顧の憂なからしむること最も肝要である。さすれば少くも四圓の分擔金（即ち現役兵家族の負擔の二十六分の一）

を以て争うじて實現し得る効果實益を擧ぐべき施設を準備せねばなるまい。

(十四) 經濟思想の異常なる發展

我が日本精神の偉力は、最早國際的に試験済みとなつたが、我が經濟心理力の發展したることとも、輒近我が商工業の非常なる振興につれて、國産品が世界各方面の市場を壓倒し、彼等を以て後に腫着たらしめた、あの現状を一瞥しても、その目覺ましさは明白である。殊に無盡、保險の如きも近時非常に進展せる今日に在つては、我が國民大衆の經濟心理眼は、私のこゝに描出せる、護國共濟組合法の如き普遍的效果の存するものならば、必ずやこれを認識は認するてあろうと信ずる。只憾むらくは、此法が各種階級に及すべき利害の影響如何が、未だ十分に正しく理解されて居らぬので、我々同志の中にも往々隔靴の感を抱くものなきを得ないのであると思ふ。

右の次第であるから、一面には此共濟法の効果、利便と、他面には現在の服役に關する實情とを、或る直截簡明なる方法(種々の方法あり)によつて、我同胞國民をして釋然了解せしむるならば、殊に過去の戦役に於ける兵士家族の困難慘狀を赤裸々に認識せしむるならば、此法は

期年を出ずして彼等の歡迎共鳴する所となるであらう。

西洋の伽話に家鴨の卵を孵えした牝鶏が、雛の池中に遊泳するのを見て、非常に驚愕憂惧したというのがあるが、現代の國民は最早相當の經濟常識を生得して居るから、勇斷一番水の中な護國共濟の渦中に投ぜらるゝときは、忽ち海國民の本能を發揮して、我々疑惧者を「アット」感嘆せしむるであらう。

されば私の主張を繰えすと、一面には効果、利便の確實なる共濟法を、正當に解釋してこれを國民に理解せしむるために努力すると共に、他の一面には此法の立法化を謀り、以て一日も早くこれを全國的に斷行するに若かずといふのである。支那風にいうと、これは泰山を掖挾んで北海を越ゆるの類ではあるまい。

第四段 共済金の効果とその比較

(一) 國民大多數の經濟意識を首肯せしむるの必要條件

兵役に伴う家族の物質的負擔金額と、之を補償するための共済金額と、共済金の共同分擔金額と、この三角關係は恰も鼎足の如く、その相互の權衡が宜しきを得なければ、共済法は片跛となり、その實効が擧らぬから、多數國民の經濟心理を刺戟活動せしむることは出来ない。随つて多數政治の今日に於ては、かゝる實際上効果なき共済法は結局實現不可能に了るであろう。

(二) 無用の心配

共済金額が家族の負擔額に超過すると、義務兵役の本旨に戻るとで心配する人があるが、今は斯様な心配は全く無用である。何となればこれまでに提唱されたる二、三の共済金の中に就き、これを最高額の二百圓とし、分擔金を四圓としても、それではまだく現役兵の家族の負擔にのみ比べても、僅に二十六分一に過ぎない。

(三) 只一部の補償のみ

もとから負擔のない所に、一年に七十五圓とか、百圓とか、給與されるのならば、貧家としては多少生活上の助けにならうが、兵役に伴う負擔補償の場合は、それとは大に趣きが違ふ。この場合は彼等が既に費消せる經費の負擔を、後から補償するもので、謂わば借金の返済の如きものである、しかも僅に負擔の一部が補償されるのみ、その他は依然負擔として残つて居るのである。公務の負擔なき所に、新に給與する賜金と同一視すべきものではない。

(四) 補償として生活に及す効果

これまで提唱されたる二三の共済金額が、どれ程現役兵の家族の負擔を補償軽減する實効が

あるかを比較して見よう。

◇甲 共済金を一年に七十五圓給付する場合

家族が既に費消したる一年に約三百圓（護國共済會の調査せる統計に據る）の負擔の中、七十五圓補償されても、猶二百二十五圓の負擔が残つて居る。その月割は約十九圓であるから、中産以下の家に取つては、猶致命的大負擔である。そこで總家族の掛金を一年に一圓とすれば、負擔の殘額に較べて僅に二百二十六分の一で、一ヶ月八錢となる。十九圓と八錢では、共同分擔の名分としてなんと不權衡ではないか。

滿洲では高粱を主食として、一人一ヶ月二圓で足りるといふが、我國では一世帯平均四五人と見て、一ヶ月六圓（一日に二十錢）で、幾人の生活を支え得るか、一家には老幼もある、病人もある。而してその子弟は、その家族は、我々同胞に代つて一身を賭け、私財を抛つて奮闘！ 勞苦して居るのである。

その家族數日の食費すら支ゆる能わずといふのが現状である。

私はこの共済金額を提唱されたる趣旨に對しては、民情の一面を斟酌したるものとして、衷

心敬意を表するが、その効果に就いては、國民の經濟心理を刺激活動せしむべき力の極めて微弱なることを悲しむのである。

◇乙 共済金を一年に百五十圓給付する場合

この場合は、負擔額三百圓の半額が補償せられ、殘りの負擔が百五十圓で、一ヶ月十二圓五十錢となる。そこで總家族の掛金を一年二圓としても、これを右の負擔の殘額に比すると、僅に七十五分の一で、その月割は十六錢六厘に過ぎない。兩者の隔りは前項のそれよりも稍々減するけれども、それでも現役兵の家族は、二圓の七十六倍を支辨して居る勘定である。或はこれを緩和して二圓以上とする説もあるが、もし次の第六段に述ぶるが如く、現役兵以外の家族の負擔の補償を當然必用とするものとする、その結果は如何なるかと疑惧するのである。

◇丙 共済金を一年に二百圓給付する場合

（私案は、この現金二百圓の外に、組合發行の百圓證券一枚を添えて三百圓としたるもの）

この場合は、家族の負擔を二百圓だけ補償せられるが、残りの負擔一百圓の月割は八圓三十三錢となる。一ヶ月八圓以上の負擔は中産以下の階級にとつて猶非常に重いが、總家族の平均掛金を四圓とすれば、兵士の家族の負擔が更に四圓加わるから、總家族のそれよりも二十六倍の負擔となる勘定である。

右三者の比較表

(一年) (一ヶ月)

甲	現役兵家族の負擔	一三六圓	一九圓	225	+ 1
	總家族の負擔	一圓	八錢		
乙	現役兵家族の負擔	一五二圓	一二圓六十錢	150	+ 2
	總家族の負擔	二圓	一六錢六厘		
丙	現役兵家族の負擔	一〇四圓	八圓六十錢	100	+ 4
	總家族の負擔	四圓	三三錢		

(五) 一層の偏頗不公平

右の甲、乙、丙、三者の場合のどれでも、現役兵家族の負擔は、一般總家族の掛金に比較す

ると、非常に重大であるが、しかしそれは單に、一家から一人出役の場合に於ける比較である、一家から二人三人は愚か、九人、十一人も召集せられた例がある。服役期間を平均二年として一家から三人出れば一千八百圓、五人で三千圓、七人で四千二百圓となる。

加うるに一旦緩急あれば、その服役子弟は我々同胞に代り、身を捨て、家を忘れて苦戰奮闘、戰病死傷の危険を冒し、又それから胚胎し來る將來の長き苦惱に、その家族を呻吟せしめねばならぬのである。

然るに此法の効果が微弱であつて、その多數が下層階級に屬する服役者の家族を始め、廣く大衆の經濟意識を首肯せしむるに足らぬならば、却つて彼等の反感を引起せしむる虞はあるまいか。已に彼等が服役に伴ふ實情を痛感しつゝある今日、かくの如くにして果して能く人心の融和團結が期待し得らるゝてあろうか。識者の篤と考慮すべき重要點であるふと思ふ。

第五段 共済金額の程度

(一) 國民の負擔を合理的公平に

兵士の家族の負擔と、一般總家族の負擔とは、假令い二者を均等ならしめても、兵士の家族には種々様々なる困難危険が伴うから、共済金は、成るべくその額を増加しなければ、この法の主眼たる負擔の合理的公平の趣旨は没却せられるのである。

(二) 一家の生活支持の必要

故に少くも一家三、四人の生活を支持し得べき程度を標準として、相當の共済金額を定むることが必要である。これは日露戰役當時實驗せる家族の生業扶助、授産所、その他托兒所などの實情に顧みるとき、最も痛切に感ぜらるゝのである。

(三) 輿論政治の今日を考慮に

大小輕重は比較の言葉である、前に述べた如く總家族の掛金を四圓とし、現役家族への共済金を二百圓としても、四圓は僅にその二十六分の一に過ぎぬのである。故に成るべく初めより國民の大多數をして此法の効果を確認せしめて、彼等が悦んで掛金のために努力する様仕向けなければ、輿論政治の現代に於て、決してこれが實現を期することは出来まい。

(四) 共済金の均一

次に給付金額は、家族の種別に從つて宜しく均一ならしむべきである。蓋し家庭の貧富、内情を外間から憶斷して、これを増減し、或は各自治體に於て自由にその額を決定する如きは實行上種々の困難もあり、弊害も伴い、又は論争、不平の原因となることは、今の自治體の事情を視て明白である。されば都鄙に從つて多少の斟酌をなす位に止め、大體全國を通じてこれを一定することが適切であらう。

第六段 共済金給付の範圍

(一) 便益の均霑

兵役に伴ふ家族の負擔を、國民が自力自給で共同分擔して、相互に補償するというのが、護國共済法の建前である。故に分擔金を出すのは、家族各自の義務であつて、これがため服役に伴う各家族の負擔を、組合から補償せらるべき權益が発生するのである。即ち組合對組合員の關係は双務的であるべきは勿論である。

さればこの分擔金を出す家族は、その壯下の兵種の何たるを問はず、またその負擔の現在、過去、未來たるは論なく、組合（即ち管理機關たる政府）から、負擔の補償として共済金受領の便益に均霑すべきは言うまでもない。

(二) 偏務強制は非爲

然るに若しこれに反して、例えば豫後備兵が應召服役した場合に、その家族が自家の負擔は補償されなくて、自家の分擔金をば出さねばならぬこととならんか、それは偏務を強いらるゝもので、共済組合の趣旨に反するものである。かくてはかの日露戰役當時や、又は濟南事變に於ける、應召兵の家族に關する如き不詳事を未然に防止すべき、此法の期待は全く裏切らるゝものである。

(三) 狡兎死して良狗烹らる

戰死者の家族や、廢兵に對する待遇はそれ／＼法規があるとして、共済金給付の要なしという論もあるが、かく云えば現役兵其他の家族とても亦然りである。今日はそれ等に對し、相當の待遇がないので、共済法の必要が唱えらるゝに至つたのである。回顧すれば清露の二役に於ける戰死者の遺族の境遇や、最近に於ける一部傷廢兵の斷食祈願の如き輕擧に就ては我々の深く考慮すべき所であらう。

嘗て宇垣大將は待遇審議會に於て、國民が動もすれば軍人の過去の功勞を忘るゝを歎じ、所謂狡兎死して良狗烹らるゝものと喝破されたことがある。今や農村や、工場や、いな軍隊そのものに、日一日と赤化運動の浸潤しつゝあるのも、畢竟かゝる缺陷に乗せらるるものではあるまいか。

(四) 恩給の意義を疑わしむ

軍人に對し、過去の功勞を録し、假令戦死傷を免れたるものへも、普く恩給扶助の特典がある。蓋しこれは至當の事と思うが、義務兵の遺族、傷痍兵に對する待遇の現状は如何。殊に護國共済組合法實施の場合には、彼等も亦組合員として各共同分擔金を出すものではないか。然るにもし彼等に對する組合の共済金を否定するならば、組合の趣旨に戻るのみならず、第一文武官や公吏等の恩給扶助の意義も疑わしくなるではないか。

(五) 公平至當の意見

岡田銘太郎中佐は、夙に鄙見に共鳴し、多年共済組合法の利害、得失を検討されたる研究家

であるが、同氏は最近の提議に於て左の如き意味を強調された。遺族廢兵の待遇に就ては、從來種々の難問題が起つた。故に兵役共済施設は、現役兵の家族のみならず、應召在郷兵、遺族、廢兵、傷病兵の保護を一系統の施設とせねばならぬ。従つて基金の積立を計り、これ等の施設を整備せざれば、共済法の價値は著るしく減じ、その舉國的完成の可能性も乏しくなるであろう云々。又同氏は別項に於て、「兵役に伴う現在の消極負擔を、護國共済組合法案に據りて轉換し、各家より年額平均四圓を賦出して、兵士家族の共済及び遺族、廢兵、傷病兵等の保護施設を統一すべきである」と言明されたる、これ誠に適切な言であると思う。

(六) 過去の功勳に對する感謝と待遇の好適例

米國の世界戦役出征兵士に對する諸般の待遇施設費に就て聞く所によると、一千九百十七年以來昨年までに、これがために支出せる總金額は實に五十四億七千五百五十萬餘弗に達し、その費目は(一)恩賞恩給、(二)醫療施設、(三)職業教育機關、(四)戦時保險、(五)行政費の五項に分類してある。これその備兵制なるためでもあろうが、かくまで兵士の過去の功勞に報い、その國民としての人格を尊重する美風、實に歎稱に堪えぬものがある。

第七段 積立金の必要とその効果

(一) 必要の理由

前段「共済金給付の範囲」に於て述べた如く、共済金は現役兵の家族のみならず、應召豫後備兵の家族、並に廢兵戰病死者の遺族等へも普く給付すべきものである。ところで現役兵の家族へは、一年約三百圓の負擔補償として同額の現金を給付すべきであるが、當初私は財政經濟の現狀に鑑み、現役兵の家族（約二十萬戸としての計算）の現在の負擔額一年六千萬圓の限度内に於て、現役以外各種服役者の家族への共済金をも處辨せんと企劃したる行掛りもあり、旁以て護國共済會の趣意書にも、此法のために國民の負擔を新に増加することなしと記載せる關係もあるので、現役兵の家族へ給付すべき三百圓を、特に二百圓（一年合計四千萬圓）に止め、殘

金百圓の代償として、組合の發行に係る百圓證券一枚づゝを各戸へ與え、これに對する證券金合計二千萬圓は、政府に保管積立て置き、やがて彼等が豫後備に編入の後、平時應召服役の日當や、或は戰時出征の際、その家族への共済金、若くは負傷戰病死の場合に、その家族への慰藉、待遇のため、此積立金の利子（主として）をこれに充當することにしたのである。かくして自家の積立金で自力自給すれば、自尊心も傷けられず、情理にも合するであらうと思ふ。

(二) その効果

斯くの如くすれば各種服役兵の家族並に過去の功勞に對し、漏れなく補償或は優遇せられるので、全國民相互共済の趣旨も徹底し、國民の大多數の經濟意識を首肯せしむるので國民大多數の賛成を博し、此法の實現が可能となるであらう。

此他の積立金が各方面に及す國民利福は、唯り平時のみならず、戰時に於ける効果並に後世に及すべき利益は最も偉大である。或は此積立金を蛇足視する人もあれども、若し此積立金なくば、現役以外の遺家族の待遇は何によつて實行せらるべきか。

(三) 特別積立金

積立金には、かゝる一大効果があるが、更にその効果を擴大して、この共済制度の速成と充實のため、右に掲げた普通の積立金以外に、別途に有力なる自力自給の協力を求むるため、この組合の證券を、組合員たる資産家或は篤志家に義務的に引受けしむるのも一種の方案であると思う。

その實行方法に就ては、種々の考案もあろうが、その一としては、此證券は引受人の所有とし、後年組合の基金完成期（多分五六十年位）までは、年々の利子は共済金に供用することとし、その用途は本人の意旨にまかせ、或はその出身地、又は縁故ある市町村などのためにせしむるも可ならん。而して後年或る時期に至らば、組合より配當金を證券所有者に仕拂い、又は證券の償還を爲すこととし、且つ引受人の表彰、優遇を計り、その方法宜しきを得れば、蓋し偉大の効果があるであらう。

(四) 特に戦時に對するその効果

附録 共済金配給計數表は改正中につき追つて添付す。

積立金が應召豫後備兵の家族や、遺族廢兵に對する共済金の母體として、必要で且つ有効であることは以上の如くであるが、此處には特に戦時に關する効果に就てその一端を述べよう。

護國共済組合創立後

第四年度の例

戦時事變の突發で豫後備兵二十萬を召集しその家族への共済金

一戸へ一年
金二百圓

一ヶ月約十七圓の割合

組合創立後第四年に、約二十萬の豫後備兵を召集するとして、その積立金約五千萬圓と、他の三費目を停止して得らるゝ金額とを以て、その家族へ毎月約十七圓餘の共済金を給付することが出来る。それに現役兵二十萬を合せて、約四十萬兵士の家族に生活費を給付し得らるゝ勘定である。若し不足あれば適宜別途の方法を講ずれば可なり。而して戦後に徐に善後を策する等、政府の處理次第で如何様にもなる。但し現役の家族以外は、一年期間の計算とす、以下之に做らう。

第七段 積立金の必要とその効果

五六

第八年度の例

豫後備兵四十萬を召集してその家族への共済金

一戸へ一年
金二百餘圓

一ヶ月約二十圓の割

此年度には積立金約一億圓を使用し得るから、イザ戦役事變という場合に、豫後備兵四十萬を召集しても、その家族に毎月約二十圓づゝの生活費を給付し得る、故に現役兵と合せて六十萬の兵士をしてまづ後顧の患なからしめ、銃後の國民は安心して糧食その他軍需品の製造産業などに、全力を致すことが出来る。

第十七年度の例

在郷兵約七十萬を動員してその家族への共済金

一戸へ一年
金二百餘圓

一ヶ月約二十圓の割

十七年度の政府積立金は、約二億圓であるから、イザという場合、在郷兵七十萬を動員して、その家族一戸へ一ヶ月約二十圓づゝ共済し得るから、現役兵と合せて約九十萬の兵士家族に生活費を給付し得るのである。

第二十二年度以降の例

餘力年一年に増加す

此年度からは、積立基金の利子(主として)剰餘金が、年々五十萬圓づゝ生ずる勘定で年々歳々その剰餘が増加しつゝ、**四十年度になると**、第四目が不必要となるから、年々の積立金額がその割で急速に増加するので、平時戦時を問わず、政府の管掌する組合の會計に多大の餘裕を生ずることは、附録計數表の示す通りである。

第五十年度以降の状態

かくて此年度には基金積立額六億七千萬圓、剰餘利子一千万圓以上(但し二十二年度以降無利子計算)もし四分の複利を付すると、非常の額に達し、それから最後には總計二十五億八千五百萬圓となるので、我が武威は益發揚するであろう。而して此巨額の金は、現在年々二十萬兵士家族の負擔し居る金額の範圍内に於ける計理方法によつて得らるゝもので、**一國の上より觀て、毫も國民全體の負擔を増加せるにあらず。**

要點約言

以上に述べたる所を綜合要約すると、大體左の如くである。要領の把握に便するため、此處にこれを再述する次第である。

護國共濟法の効果

(一) 義務兵制の運用力を増大せしむる

これまで我が義務兵制を支持運用せしめて來た所の力は、主として道義的精神の力であつた。然るに輓近時勢の推移、思想の變遷等のため、單に精神力ばかりで、從來の如く他力救済のみを頼みとしたのでは、最早その維持運用が困難になるので、新に自主的經濟心理の力を喚起活動せしめ、從來の精神力と相俟つて、自力共濟に依り、これが支持運用に當らしむるので、我が義務兵制の維持力が一層増大することになる。これが護國共濟法の効果の其一である。

(二) 負擔金の一年支辨が年賦支辨に輕易化される

從來現役兵の家族のみで、年々順繰りに支辨しつゝある一戸三百圓づゝの負擔を總家族で一齊分擔することになるので、それが一戸一年四圓の年賦支辨に輕易化されることになる。すると一戸の負擔額は、どちらでも七十五年間に、同じく三百圓づゝとなるけれども、實際支辨上の難易は同日の論ではない。これが共濟法の効果の其二である。

(三) 輕易化された四圓が分擔金となり、即ち

貯金となつて補償される

(かくして輕易化された、この四圓を總家族(服役兵の家族も含む)の分擔金として、これを各自の名義で特設の保管所(政府の)へ預入すると、その結果これまででは決して補償されなかつた家族の負擔が補償せられて、共濟金として各家族へ返還せられることになる。これが効果の其三である。斯様になれば未だ理想的とは言えないが、共濟法の目的は大體達成されることとなる。即ちその結果として、

- (い) 現役兵の家族は 平時にも戦時にも、その負擔の三分の二、即ち一年に二百圓を補償せられることになる。その委細は第三段に具載してある。
- (ろ) 戦後備兵の家族は 平時應召の場合は日當約一圓を給付される。戦時出征の場合は一ヶ月十七圓乃至二十餘圓の共済金を受けられる。
- (は) 傷病兵の家族及戦病死兵の遺族は 組合財政の都合により、年々數十圓の給付を受けられる。但しこれは戦時には一時停止せらるゝことがある。

(四) 負擔の公平合理化が實現される

かくして兵役に關する國民の負擔が、粗、公平に合理化せらるゝ結果、民心の一新融和、貧富の協調親和を促し、以て舉國一致團結の實が出現するであろう。これが此法の効果の其四である。

(五) 自餘の効果

右に掲げたる以外に收められる直接間接の効果を擧げると

- (一) 従来少しも補償されないで、言わば殺されて居た、家族の負擔約六千萬圓の巨額が、年々主として農、山、漁村へ返還されるので、これが忽ち甦がえつてその購買力を増加し(二) その結果都市の商工業に活氣を注射する (三) かくて都鄙を通じ、多數兵士家族の生活を安定せしめ (四) 兵士の後顧の憂を除き (五) 服役に要する各家庭の準備を容易ならしめ (六) しかもその自尊心を傷けず (七) 強健優秀家族の擁護 (八) 兵士の忠孝兩全の歡喜 (九) その他青少年男女の思想善導 (十) 赤化の魔手防止 (十一) 義勇奉公心の作興 (十二) 舉國一致の團結心 (十三) 富國強兵の實現 (十四) 共存共榮の發輝等々に資益し、以て我が國民の護國精神が一層勃興するであろう。

(六) 四圓以下の分擔金では、この程度の効果は得られぬ

右に掲げたる効果は、理想的とは言えぬが、これできえも四圓以下の分擔金では、期待することは不可能である。その理由は本書の第四段乃至七段に縷述してある。或は分擔金の不足を他力の援助によつて補はんとする説もあるが、これに伴ふ多大の困難、手數や、無量の經費を要するので、この事業にそれらの影響を及ぼす虞がある。故に寧ろ現在の服役費に比べて、極め

て輕易なる四圓の分擔金の貯金を全國的に斷行獎勵するに若かずと思われる。

(七) 總家族の分擔金の真相

總家族(服役兵の家族をも含む)の分擔金の真相を明らかにし、之を現役服務兵の家族の負擔と比較すると、極めて輕易である。弾力性に富む、我が國民の負擔に堪えられぬ程のものではないのみならず、その便益は測るべからざるものがある。

分擔金の四圓は

- (一) 一年支辨の三百圓の大負擔が既に七十五年賦支辨に輕易化されたものである。
- (二) かく輕易化されてこの四圓は自家の貯金として組合即ち政府に預け入れるものである。
- (三) この貯金のあるために、自家の子弟が幾人服役しても、その負擔經費は一々共濟金として補償されるのである。
- (四) しかも、現役兵士を出して居る家族も、他の遺家族も同しく分擔金を貯金するので

あるから、之に比較すると、他の家族の負擔はその二十六分一に過ぎない。

- (五) 且又服役から胚胎し來る種々なる勞苦殊に負傷、戰病死のために、遺家族の長期に亘る艱難をば、他の家族はこの分擔金のために全く免かれ得るのである。

- (六) 又兵士を出さぬ家族もその分擔金の貯金額が百圓に達すると、組合發行の一百圓證券を受領することになるのである。

- (七) 共濟法施行後約五、六十年經過すれば、その後は全國民が服役費用を要せぬことになるのである。

(八) 義務制と經營、管理方法

義務兵制は、今日は強制でなければ實行不可能である。故に服役費用の支辨に關する此法も亦義務として強制せざれば、軍事上障礙を來すことは明らかであるので、宜しくこれを國民の義務として取扱うべきであらう。その他のことは、既に第二段に述べてある。

次にこの法の經營、管理、殊に全國的統制、などのことも、同様前に述べてあるが、特に巨額なる金錢の收支、保管等のためにも、經費の點から見ても、又全國各地方の相互共濟の必用から考えても、これを國營として政府に委任することが最も適切であると信ずる。

(九) 實行とその可能性

又此法は機構宜しきを得れば、その効果の偉大なることは、今更言うまでもないが、私案はまだ不備欠陥も少からず、理想の域を距ること猶遠しと雖も、少くも以上に所陳せる如き効果便益をば、辛うじて得らるゝのである。且つ四圓の分擔金の如きも、右に辨明したる如く、能くその真相を吟味すれば、之を現役兵家族の現在の大負擔に比して、極めて輕易であつて、結局全國總家族に非常なる便益を寄與し、此法の勇斷決行によつて期待さるゝ効果は、往時徴兵法斷行の効果に劣らぬものあるべきことは、火を視る如く明かである。故に私案よりも一層効果の顯著なる名案あらば、我が國歩の前途益々多事多難なるべきに鑑み、眼前の區々たる事情の如きは、奮然これを排して、一日も速にこれが全國的實現のために、大方同志の賑起協力せんことを切望して已まぬのである。

奮然

護國精神大振興策終

昭和八年十一月十九日印刷
昭和八年十一月廿四日發行

著者兼發行者 松島剛
東京市世田ヶ谷區新町一丁目七番地七

印刷所 鎌倉印刷社
東京市芝區田村町五丁目七番地

印刷人 進藤重白
東京市芝區田村町五丁目七番地

352
646

兵役に關する松島氏の主張出版物一覽

書名	主張の要旨	頁數	印行年月
兵役報償の急務	兵士の家族に報償給與說、兵役共同負擔の新主張	二〇頁	大正九年四月
兵役革新論	共同分擔の主張、報酬賦課論	一二〇頁	昭和二年十月
兵役の合理化	前者に對する駁論の解答と兵役共済保險策の新說	八七頁	昭和九年三月
諸名士の批判感想意見	前者に對する批判、感想集岡田歩兵中佐の編輯	六〇頁	昭和三年十一月
護國共済組合要綱解説	兵役難の緩和共済に關する新主張	二六頁	昭和三年十二月
兵役共同分擔の主張	兵役共同分擔主義普及のため要點の主張	二二頁	昭和四年一月
兵士とその家族の待遇を如何にすべきや	改訂護國共済組合の主張	二二〇頁	昭和五年八月
兵役共済の福音	一般國民に對する共済組合の話	五〇頁	昭和五年九月
學國一致の國防と護國共済法の實施	一年に六千萬圓、七十五年間に四十五億圓の活殺に關する經濟觀	七二頁	昭和六年七月
護國精神の大振興策	護國共済法の効果を闡明して斷行を強調す	七二頁	昭和八年十一月

